

2025 年度

創価大学 文学部 卒業論文

外国人介護人材の増加に伴う
介護現場及び介護福祉士国家試験の“やさしい日本語”化

指導教授	山岡政紀先生
学籍番号	B2111713
氏 名	岡山陽子

外国人介護人材の増加に伴う
介護現場及び介護福祉士国家試験の“やさしい日本語”化

目 次

	ページ
1. はじめに	1
1-1 介護人材の不足	1
1-2 テーマの背景	1
1-3 本稿の構成	2
2. 介護分野における外国人人材の現状	2
2-1 介護人材の不足に対する我が国の施策	2
2-2 日本で介護人材となる 4 つのルート	3
2-3 介護福祉士国家試験の合格率からみた現状	5
3. 介護の現場の日本語と介護福祉士国家試験の日本語	5
3-1 外国人介護人材が習得しなければならない日本語	5
3-2 「業務の日本語」	6
3-3 「国家試験の日本語」	7
4. 外国人介護人材に対する学習支援と配慮	8
4-1 外国人介護人材に対する学習支援	8
4-2 介護福祉士国家試験における外国人受験者に対する配慮	10
4-3 「やさしい日本語」で行う介護福祉士国家試験対策	11
5. 介護分野における「やさしい日本語」化	11
5-1 「やさしい日本語」の背景と言い換えのテクニック	11
5-2 「業務の日本語」の「やさしい日本語」化	12
5-3 「国家試験の日本語」の「やさしい日本語」化	14

6. 「やさしい日本語」化の課題	16
6-1 介護現場における「難しさへの信仰」	16
6-2 国家試験における「やさしい日本語」導入の課題	17
7. 日本の介護現場にいたキルギス人人材へのインタビュー調査	18
7-1 インタビュー調査概要	18
7-2 インタビューを実施した日時及び調査対象者の基本属性	18
7-3 介護現場での業務経験と適応	18
7-4 介護の言葉に対する考え	19
7-5 介護福祉士国家資格取得への意識	20
7-6 インタビュー調査の考察	20
8. 結論：介護の「やさしい日本語」化の必要性と課題	22
参考文献一覧	24

1. はじめに

1-1 介護人材の不足

現在、世界一の長寿国日本において、刻々と進む超高齢社会と少子化に伴う介護の担い手不足が深刻化している。厚生労働省の「第9期介護保険事業計画」によると介護職員の必要数は2026年度には約240万人、2040年度には約272万人になると推定されている

(厚生労働省 2024)。2022年度時点での介護職員数は約215万人であるから、2026年度には約25万人、2040年度には約57万人が追加で必要となる(厚生労働省 2024)。このように、介護の人材不足が明白となる現状を打開すべく、国は、外国人人材の受け入れを急速に進めてきた。

介護現場での外国人人材の受け入れが急速に進む一方、これまで外国人人材には、介護現場で扱う専門用語を習得することが求められてきた。さらに、外国人人材が日本の介護現場で働き続けるためには、国家資格である介護福祉士の取得が求められている。今後、外国人人材が増え続ける中、日本の介護現場で働く介護士のほとんどが外国人人材となる未来も考えられるなか、介護現場の日本語はこのままでよいのだろうか。

1-2 テーマの背景

本論文は、外国人人材の増加に伴い日本の介護現場及び介護の試験で扱う日本語が、専門用語中心ではなく、外国人人材が理解しやすい「やさしい日本語」を中心とする言葉に変わること、長期的な介護人材の確保につながるということを明らかにすることを目的とする。

現在、中央アジアのキルギスでは、主に日本語教育機関において介護人材の育成が進んでいる。筆者自身、キルギスにて将来日本の介護施設での就労を希望している学生に日本の介護の知識と技術を伝える活動をJICA海外協力隊として行ってきた。学生に、日本の介護現場で使う用語や介護の技術を教える中で、日本語初級の学習者にとって、一般的に使われる言葉とは、別に介護の専門の用語を習得することは、非常にハードルが高く、その習得困難さから、日本で介護士として働くことをあきらめた学生もいた。さらに、技能実習生として3年間日本の介護現場で研修を受けたが、国家資格である介護福祉士の取得を断念し帰国したキルギス人もいた。

今後、外国人人材が中心となる介護現場では、これまで使われてきた介護の専門用語は、外国人人材が習得しやすい「やさしい日本語」を中心とする言葉へと変わること、

介護人材が増加し、さらに長期的な介護人材の確保につながると推察する。

1-3 本稿の構成

これを明らかにするために、本論文では、介護分野における外国人人材の支援と「やさしい日本語」の活用について、以下の構成で考察を行う。

まず第2章では、介護分野における外国人人材の現状について整理・分析する。続く第3章では、介護現場の日本語および介護福祉士国家試験で使用される語について、先行研究をもとに分析する。第4章では、介護現場で働く外国人人材や、国家試験に挑戦する外国人人材への学習支援や配慮について整理・分析する。第5章では、介護現場や国家試験で使用される日本語を「やさしい日本語」にするための具体的な言い換えについて考察する。第6章では、「やさしい日本語」化を進める上での課題を取り上げる。第7章では、日本の介護現場で技能実習を経験し帰国したキルギス人材へのインタビュー結果をまとめる。

最後に、これまでの考察を踏まえ、日本の介護現場および介護福祉士国家試験で 사용되는言語が、専門用語中心ではなく、誰もが理解しやすい「やさしい日本語」へと変わることの必要性和課題をまとめる。そして、介護分野における「やさしい日本語」の導入が、長期的な介護人材の確保につながると結論づける。

2. 介護分野における外国人人材の現状

2-1 介護人材の不足に対する我が国の施策

わずか15年後の2040年には約272万人の介護人材が不足するという予測を前に、国は、「総合的な介護人材確保対策」として、主に5つの取り組みを打ち出している。1つ目が介護職員の処遇改善、2つ目が多様な人材の確保育成、3つ目が離職防止、定着促進、生産性向上、4つ目が介護職の魅力向上、そして5つ目が外国人の受け入れ、環境整備である。この5つ目の外国人の受け入れ、環境整備として、具体的には「介護福祉士を目指す留学生等の支援」「介護福祉士国家試験に向けた学習支援」「海外12ヵ国、日本国内で特定技能『介護技能評価試験』等の実施」「海外向けオンラインセミナー等を通じた日本の介護についてのPR」「働きやすい職場環境の構築支援」があげられている。国として、外国人人材の受け入れを進め、さらに、国家資格である介護福祉士の資格取得を促したいということが、この取り組みからも見て取れる。

2-2 日本で介護人材となる4つのルート

外国人が日本で介護人材となるために、国は4つの受け入れ態勢をとっている。ここでは、それぞれの受け入れ態勢とその後介護現場で働くために求められることについて概観する。

第一に、経済連携協定（Economic Partnership Agreement 以下、「EPA」）がある。これは、インドネシア・フィリピン・ベトナムのそれぞれの国との二国間の協定であり、厚生労働省の『インドネシア、フィリピン及びベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて』によると、EPAは労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、公的な枠組で特例的に行うものである。彼らは、「外国人候補者」と呼ばれている。介護福祉士の外国人候補者は、2年以上介護福祉士養成施設で就学し、介護福祉士を目指すものと、介護施設での就労・研修を3年以上行い、介護福祉士の資格取得を目指すものとに分けられる。資格取得後は、滞在期間の更新回数に制限なく滞在と就労が可能となる。国家試験で不合格になった場合は、特定活動として、もう1年介護施設で就労・研修できるが、翌年、もう一度、国家試験を受験し、不合格となった場合は、帰国を余儀なくされる。EPA候補者の在留者数は3,257人であり、うち資格取得者は635人となっている（2023年1月1日時点、国際厚生事業団調べ）。

第二に、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士国家資格を取得した留学生に対して、国内で介護福祉士として業務ができる在留資格「介護」がある。これは、専門的・技術的分野の外国人の受入れを趣旨としたもので、令和2年からは、留学生だけでなく、後述する技能実習等の実務3年を経験し、国家資格を取得したものも在留資格「介護」で業務できるようになっている。いずれにせよ、介護福祉士の国家資格取得が大前提となる制度である。こちらの在留者数は5,339人となっている（2022年6月末時点、入管庁）。

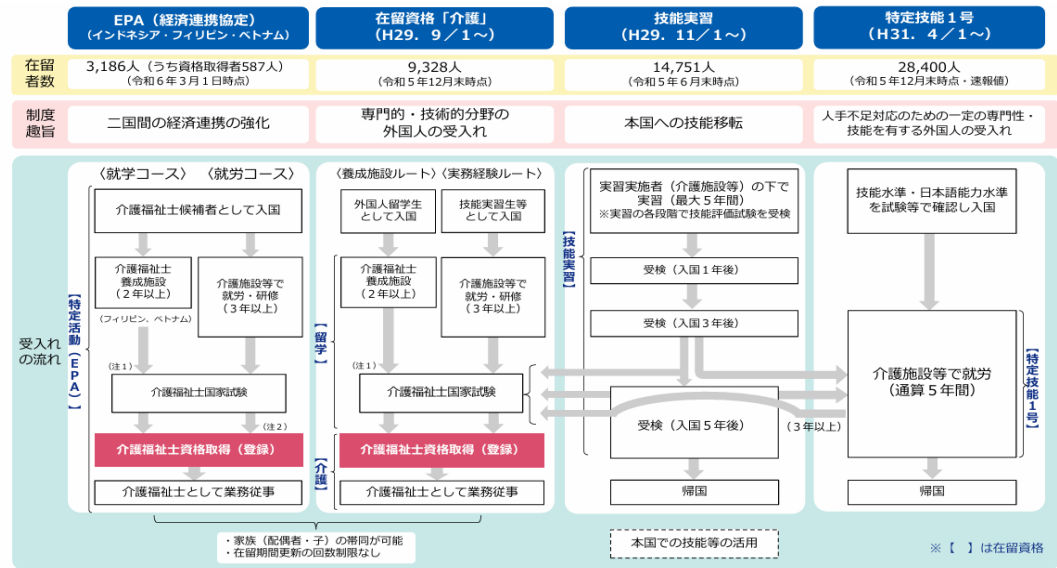
第三に、外国人介護人材の受け入れの制度として、先述した「技能実習」という制度がある。これはあくまで、国際貢献として開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転するというものである。技能実習生は、日本語能力検定試験（以下 JLPT とする）N4が必要となり、介護施設等で最大5年間の技能実習を受ける。実習1年目、3年目で、技能実習試験があり、求められる能力に達しなければならない。その際、JLPT N3 レベル相当の日本語能力が求められる。5年経過した実習生は帰国となるが、前述したように、3年の実務を経験したのち、介護福祉士の国家試験を受験することができ、合格すれば在留資格「介護」を取得できる。技能実習制度での在留者数は

15,011 人となっている（2022 年 6 月末時点、入管庁）。

第四に、「特定技能一号」という制度がある。これは、国が深刻化する人手不足の対応を趣旨とした制度で、人手不足対応のための一定の専門性、技能を有する即戦力としての外国人を受け入れるものである。介護施設等で通算 5 年間の就労が可能であるが、こちらでも先述したように、実務三年以上で国家試験の受験資格を得ることができ、合格すれば、在留資格「介護」に切り替えることができる、特定技能制度での在留者数は、17,066 人で、現在受け入れ実績数で一番多いのが、特定技能制度でとなっている（2023 年 1 月末時点、入管庁）。

なお、本稿では、これらの制度を利用して、日本の介護施設で活躍する人材のことを、「外国人介護人材」と呼ぶこととする。

これらの制度は、横断的に関わっている。先述した「技能実習」と「特定技能 1 号」の実務経験 3 年の後に介護福祉士の取得で在留資格「介護」への切り替えだけでなく、「技能実習」の期間中、「特定技能 1 号」の取得ができれば、こちらも切り替えることができる。彼らは、横断的に制度を活用し、日本での滞在時間を伸ばしながら、国家資格の取得を目指す。言い換えれば、長期にわたって日本で介護士として活躍するためには、どの制度を通して、国家試験の介護福祉士の取得が求められるということである。国家試験は、日本人介護士と同様の試験内容であり、もちろん日本語で受験しなければならず、外国人人材にとって、並大抵の努力では取得できないということは想像に難くない。



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業後も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
(注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

2-3 介護福祉士国家試験の合格率からみた現状

厚生労働省の「介護福祉士国家試験の受験者・合格者・合格率の推移」と「第 37 回介護福祉士国家試験における EPA 介護福祉士候補者の試験結果」を見ると、2025 年 1 月に実施された第 37 回介護福祉士国家試験における外国人人材の合格率は 30% 台であった。不合格であった人数を計算すると、4,210 人にも上る。彼らの中には、翌年受験資格があるものもいるが、大半が帰国することになっているだろう。さらに、ここには、国家試験の受験をせず、帰国した外国人人材は含まれていないため、さらに多くの人材が帰国していることになる。

これまで述べてきたように、日本の介護の人員不足は明らかで、外国人人材無しに介護現場を回していくのは不可能といっても過言ではない。だが、3 年、4 年、5 年と日本の介護現場で活躍し、せっかく技術を習得したにも関わらず、国家試験が合格できない外国人は帰国せざるを得えず、国は日本で育った貴重な介護人材を逃しているといえるのではないだろうか。

○合格率の推移

			第33回	第34回	第35回	第36回	第37回
EPA 候補者	全 体	合格率	46.2%	36.9%	65.4%	43.8%	37.9%
		合格者数	440名	374名	754名	228名	498名
	初受験者	合格率	53.0%	47.9%	71.3%	87.1%	43.1%
		合格者数	350名	314名	471名	155名	443名
	再受験者	合格率	30.8%	16.8%	57.5%	21.3%	19.2%
		合格者数	90名	60名	283名	73名	55名
(参考) 全受験者の合格率			71.0%	72.3%	84.3%	82.8%	78.3%

第 37 回介護福祉士国家試験における EPA 介護福祉士候補者の試験結果（厚生労働省）

		第36回	第37回
特定技能 1号	受験者数 (人)	1,950	4,932
	合格者数 (人)	751	1,643
	合格率 (%)	38.5	33.3
技能実習	受験者数 (人)	596	155
	合格者数 (人)	280	50
	合格率 (%)	47.0	32.3

第 37 回介護福祉士国家試験の受験者・合格者・合格率の推移（厚生労働省）

3-2「業務の日本語」

「業務の日本語」とは、つまり、介護の現場で使う日本語のことである。当然、利用者や利用者の家族、介護士同士とコミュニケーションを取れなければならない。利用者、そしてその家族とは基本的に丁寧語でのコミュニケーションが求められる。もちろん、介護士同士の会話や上司との会話でも丁寧語が基本となるだろう。

しかし、利用者にとっては、介護施設は終の棲家であり、生活の場であるため、臨機応変に利用者に合わせて声かけや言葉遣いをしなければならない。筆者自身、介護現場で12年働いてきたが、そこでいかに心穏やかに過ごしていただくか、現場のスタッフとのカンファレンスにて、利用者お一人お一人の状況、ライフストーリーなどを考えた結果、あえて、敬語を少しくずし、利用者の故郷の方言でコミュニケーションをとるということもあった。地方にある施設によっては、日常的にその地方の方言でコミュニケーションをとっているところも多くある。現に、大阪で3年間の技能実習を終えたキルギス人は関西弁を流暢に話せるようになっており、逆に共通語で話す方が苦手だといっていた。つまり、外国人介護人材には、利用者に合わせて声かけや方言の習得も求められるのである。

さらに、現場では、申し送りや介護記録など業務上の文書を読み書きすることも求められる。遠藤（2024）は、特別養護老人ホームで申し送りの言葉を録音したところ、以下のような言葉が飛び交っていたという。

¹・19 ジハンノオムツコウカンニフクマンアリマシタ。

・21 ジニガショウシマシテ、イゴ、ニューミンサレテオリマス。

・23 ジホウシツシタトコロ、メ、カイガンサレテイマシタ。

これらを漢字仮名交じり文で書くと以下の通りである。

・19 時半のオムツ交換に腹満ありました。

・21 時に臥床しまして、以後、入眠されております。

・23 時訪室したところ、目、開眼されていまして。

このように、初級の教科書には出てこない語彙が多く飛び交っている。これらの言葉は、利用者とのコミュニケーションの場においては、別の言葉となる。

¹ 遠藤織枝・『やさしい日本語の時代に、やさしい介護のことばを』・ii ページ

例えば、「腹満（フクマン）」とは、「腹部膨満」の省略語で、医師の診断や、上記のような申し送りの場面で、利用者の症状として使う。しかし、利用者と話すときは、「腹満がありますね」ではなく「お腹が張っていますね」という表現になるのが自然である。その他、「臥床（ガシヨウ）」は『実用介護用語事典』には²「病気などで床に就くこと。介護の現場では本人が自力で横になることだけでなく、介護者が寝具の上に体を横たえてあげることも表す」とある。利用者への声かけとしては、「臥床します」ではなく「ベッドに横になりましょう」となるだろう。

遠藤（2024）は、介護現場で働くためには、介護の専門用語と日常の言葉、二つのチャンネルを並行して覚えなければならないとし、その習得の大変さを指摘している。つまり、彼らは、利用者と対面し直接介護をする場面では、日常の日本語を使い、介護記録の入力をする際や、申し送りの際には、専門用語を交えた日本語を使わなければならないのである。さらに、救急対応のときは、医師や救急隊に電話で利用者の症状を端的に専門用語で説明することも時には求められるだろう。そして、上記のような言葉が日常的に飛び交う介護現場で経験を積んだ後、彼らには、介護福祉士の国家試験の日本語を習得する壁が待っている。

3-3「国家試験の日本語」

介護福祉士の国家試験は、筆記試験と実技試験に分かれており、筆記試験は全 125 問 5 肢選択形式で行われる。試験は午前と午後に分けて行われ、試験時間は午前 105 分、午後 115 分、合計 220 分（3 時間 40 分）である。つまり、受験者は、125 問を 220 分で解かなければならず、1 問あたり約 1 分 45 秒で解答しなければならないのである。

国家試験に出てくる言葉は JLPT に出てくる一般的な漢字・語彙と異なるものや難易度の高いものが多くみられる。例えば、2025 年度に行われた第 37 回介護福祉士試験には、以下のようなものがある。

³問題 85 ノーリフティングケアに関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

² 講談社『実用介護事典』P158

³ 第 37 回介護福祉士国家試験 筆記試験 午後の問題 問題 85

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

https://www.sssc.or.jp/kaigo/past_exam/pdf/no37/listen_k_pm_37.html

- ① 仰臥位（背臥位）の利用者を抱え上げて、端座位にする。
- ② 仰臥位（背臥位）の利用者を手前に引き寄せて、ストレッチャーに移乗する。
- ③ 端座位の利用者の体幹を抱きかかえて、車いすに移乗する。
- ④ 端座位の利用者にスライディングボードを使用して、車いすに移乗する。
- ⑤ 立位が困難な端座位の利用者に回転移動盤を使用して、車いすに移乗する。

このように、ノーリフティング、ストレッチャー、スライディングボードといった介護で扱う専門のカタカナの言葉をはじめ、仰臥位、背臥位、端座位、体幹、立位、困難、回転移動盤といった漢字で書かれた専門用語、さらに、抱え上げる、引き寄せる、移乗する、抱きかかえるといった動詞が使われている。布尾（2013）は、介護福祉士国家試験の日本語について、語彙や漢字の難易度は、一般的な日本語学習では対応できない難解な漢字語やカタカナ語が多いと述べているが、上記の問題1つとってもそれがよくわかるだろう。

これまでの、介護福祉士国家試験に関する日本語の先行研究として、中川（2010）や大場（2017）が調査、研究を行ってきている。まず、中川（2010）は、第14回から第21回の計8回の介護福祉士国家試験の全1,551語の漢字を旧日本語能力試験のレベル別に分類し、級外8.6%、1級34.5%、2級41.7%、3級10.3%、4級4.8%であることを明らかにした。級外、1級、2級を合わせると、84.8%にもなり、漢字が国家資格取得の大きな壁となっているということがわかる。

また、大場（2017）の第22回から第27回の計6回の介護福祉士国家試験の動詞と名詞の調査を行っている。大場（2017）によると、全576語の動詞のうち、級外が18.4%、1級が14.4%、2級が35.1%、3級が16.0%、4級が16.1%であり、さらに、全3682語の名詞のうち、級外が47.7%、1級が14.4%、2級が25.6%、3級が5.6%、4級が6.7%であったという。さらに大場（2017）は、10回以上出現する語と、1回のみ出現する語の集計を行い、殆どの級において、10回以上出現する語彙よりも、1回のみ出現する語彙の方が高い値であることを明らかにしている。つまり、過去の問題で出てきたからと言って、対策としてその語を覚えたとしても、次の試験で出るとは限らないということである。大場

（2017）はこれらの調査の結果から、筆記試験に合格するための効率的な学習のプロセスを候補者に提示する必要があるとしている。しかし、初級レベルでは全く対応できず、さらに、2級以上の語が8割を占め、初めて見る語彙が頻出される介護福祉士国家試験に対

応できる人材を育成するということは、かなりの学習時間の確保が必要になることは想像に難くない。

4. 外国人介護人材に対する学習支援と配慮

4-1 外国人介護人材に対する学習支援

彼らが介護現場で円滑に業務を遂行し、介護福祉士の資格取得を目指すためには、継続的で安定した学習支援が必要である。日本はこれまで、一定の学習支援を行ってきたが、制度の実態や介護福祉士の合格率を考えると、このままでいいとは決して言えない。ここでは、介護現場で働く外国人人材や介護福祉士を目指す外国人人材に対し、行われている学習支援を整理した上で、その限界と課題について考察する。

これまで、介護現場で働く外国人人材に対する学習支援は、第2章で述べた制度ごとに展開されてきた。介護分野における技能実習制度の実態等に関する調査研究（2022）によると、それぞれの制度ごとの学習支援は、以下のとおりである。

EPA 制度では、来日前の日本語研修に加え、来日後も継続的な支援が行われることになっており、講師の施設への招聘やスクーリング等で、勤務時間内での介護福祉士試験合格に向けた日本語等の座学教育を実施と、法人においても日本語研修や介護福祉士受験対策講座を実施することになっている。

技能実習制度においては、指導員とのOJTや月1回の集合研修を行い評価試験合格に向けた技術指導を実施している。また希望者には、日本語能力試験の合格を目指した日本語研修や介護福祉士試験受験を目指した研修を、法人が業務時間内で実施している。

一方、特定技能制度では、「介護技能評価試験」と「介護日本語評価試験」に合格することで就労が可能となり、試験合格後の継続的な学習支援は制度上明確に定められておらず、講師の招聘や指導員による指導等は特に実施されない。希望者には、技能実習生同様、日本語能力試験の合格を目指した日本語研修や介護福祉士試験受験を目指した研修を、法人が業務時間内で実施されることになっている。

これらの学習支援の問題点として共通してあげられることは、学習支援やOJTが管理団体や受け入れ施設まかせになっているという点である。EPA 来日後の日本語プログラムに関する調査を受入施設に行ったところ、60%の施設長が、国や都道府県が対応するのが適切であると回答している（塚田，2010）。日々の業務で余裕がない介護の現場で、外国人人材の日本語と介護福祉士の資格取得の支援をしなければならないのだから、これは、切

実な現場の声だと言える。

さらに、希望者に対して、JLPT の合格のための支援をしているが、第 3 章で述べたように、介護福祉士国家試験で扱う日本語は級外から N2 レベルが 8 割以上であるため、外国人介護人材が国家資格取得を目指すことを考えると、JLPT の試験対策だけでは、学習支援としては不十分であると言えるだろう。

また、厚生労働省は 2024 年度より「介護の日本語学習支援等事業」を開始し、WEB コンテンツによる自律的な学習支援、学習進捗の管理、効果分析を行う仕組みを導入した。複数言語に対応した教材や、自治体向けの動画教材・研修マニュアルの提供も進められており、これらの教材は、厚生労働省の HP から無料でダウンロードできるようになっている。教材内容としては、『介護の特定技能評価試験 学習テキスト』『外国人のための 介護福祉専門用語集』『外国人のための 介護福祉士国家試験 一問一答』などがある。これらは 11 カ国から 12 カ国語に対応しているものの、介護の難しい言葉を覚えなければならないことには変わりはない。

筆者は、キルギスで、日本の介護現場で働くことを希望している学生に介護の授業を行っているのだが、その際に、彼らが使う現地の言葉で介護用語を翻訳しても、その用語自体が難しく、現地語のその用語自体を知らないということが多かった。つまり、言語を直訳しただけの教材が必ずしも、彼らの学習支援になっているというわけではない場合もあるということである。

4-2 介護福祉士国家試験における外国人受験者に対する配慮

また、介護福祉士国家試験では、外国人受験者への配慮として漢字にルビを振る措置が講じられている。これは、専門用語や難解な漢字語が多く含まれる試験問題において、読みの補助を行うことで、外国人受験者が内容を正確に理解できるようにするための工夫である。特に、JLPT N2～N3 レベルの学習者にとっては、漢字の読みが障壁となることが多く、ルビの導入は試験の公平性を高める重要な配慮といえる（介護福祉士国家試験実施要領、2025）。

また、2025 年度から新たに導入されたのが、介護福祉士国家試験の「パート合格制度」である。この制度では、筆記試験の科目を複数の分野に分割し、一部の科目に合格した場合は、翌年度以降にその科目の再受験が免除される。これにより、外国人受験者が一度に全科目をクリアする必要がなくなり、段階的に合格を目指すことが可能となった。特に、日本語能力に課題を抱える外国人にとっては、試験負担の軽減につながる制度改革であ

り、長期的な資格取得支援として期待されている（厚生労働省，2025）。

このように、国家試験のルビ振りやパート合格といった配慮がなされてきたことは評価できるが、試験で扱われる語彙自体が簡単なわけではないため、介護福祉士国家試験に向けた学習支援には、さらなる改善が求められると考える。第3章で述べた通り、国家試験の語彙や表現は、一般的な日本語能力試験とは異なり、専門用語や高度な漢字語が多く含まれている。そのため、初級～中級レベルの日本語学習者にとっては、試験対策が非常に困難である。

4-3 「やさしい日本語」で行う介護福祉士国家試験対策

この問題に対して、研究者らは具体的な対策として、頻出語彙の重点的な学習を促す取り組みを行ってきた（布尾，2013）。野村ら（2011）は、介護分野における頻出語彙を「介護単語 808」として提示し、これら 808 語の重点的な学習が学習効率の向上に寄与することを示している。

さらに、布尾ら（2023）は、「やさしい日本語」を用いた介護専門用語の学習教材の開発を進めている。これは、介護の専門用語を WEB 上で「やさしい日本語」で学習できる教材であり、非常に画期的な取り組みと言える。この教材の特徴は、学習者の母語や文化的背景に関係なく学習が可能となるよう配慮されている点であり、専門用語の説明に「やさしい日本語」を用いていることが挙げられる。さらに、「やさしい日本語」での説明ができあがった段階で、これらを多言語化する取り組みも行っている。先に述べたように、筆者がキルギスの学習者に対して現地語による直訳を用いた際、介護専門用語の意味が十分に理解されなかったという課題があった。この「やさしい日本語」を用いた専門用語の学習教材では、そういった問題が解決されると期待される。

ただ、介護の用語を「やさしい日本語」で学習する教材の普及は進められているが、国家試験の用語自体が簡単になるわけではない。筆者は、国家試験に出てくる用語や文章そのものを「やさしい日本語」にするという、試験制度自体の抜本的な改革が必要であると考えている。次の章では、介護の専門用語自体や国家試験で扱う日本語自体を「やさしい日本語」にする可能性を考察する。

5. 介護分野における「やさしい日本語」化

5-1 「やさしい日本語」の背景と言い換えのテクニック

1995 年に発生した阪神・淡路大震災において、多くの外国人が提供された情報を十分に

理解できず、支援から取り残される事態が生じた。この経験を契機として、災害時における情報提供のあり方が見直され、外国人にも伝わりやすい簡略化された日本語の使用が模索されるようになった。こうした背景のもとで生まれたのが「やさしい日本語」である（庵，2020）。

当初は災害時の対応を目的として導入された「やさしい日本語」であるが、近年ではその活用範囲が平時にも広がっており、特に、外国人住民に対する行政情報や生活情報の提供手段として、その必要性が高まっている。文化庁および出入国在留管理庁は、2020 年に『在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン』を策定しており、政府としても多文化共生社会の実現に向けて「やさしい日本語」を重要視していると言える（坂内，2022）。

庵（2020）は、「やさしい日本語」への言い換え、書き換えのテクニックとして以下のことを提示している。まず、常に「必要なこと」「伝えたいこと」は何かを意識し、情報を取捨選択する。次に、構文面においては、①文を短くする、②文末を単純な形にする、③5W1Hの必要な情報を入れ、主語などを省略しない。さらに、表現面においては、①敬語を使用しない、②平易な語彙を選択する、③専門用語やカタカナ語には補足説明を追加としている。加えて、日本語以外のテクニックとして、イラストやジェスチャーなどの視覚的支援を併用することも理解促進に有効であるとしている。

ただし、これらのテクニックを網羅している言葉が「やさしい日本語」になるということではない。「やさしい日本語」に決まった形はなく、これは「やさしい日本語」で、これは「やさしい日本語」ではないといった捉え方とするものではないと庵（2020）は指摘する。あくまで、わかりやすく、調整した日本語ということである。

5-2「業務の日本語」の「やさしい日本語」化

第3章で述べたように外国人介護人材が習得しなければならない日本語には「生活の日本語」「業務の日本語」「国家試験の日本語」の3種類がある（布尾，2013）が、ここでは、より介護の専門の言葉を使用することとなる「業務の日本語」と「国家試験の日本語」を取り上げ、「やさしい日本語」化の可能性を考察する。

まず、「業務の日本語」である。介護現場で外国人介護人材が日々接する「業務の日本語」は、利用者との会話、同僚との申し送り、記録の記入など多岐にわたる。そして、前述したように、利用者と対面し直接介護をする場面では、日常の日本語を使い、介護記録の入力をする際や、申し送りの際には、専門用語を交えた日本語を使わなければならない。

第3章で取り上げた申し送りの言葉を、「やさしい日本語」にすると、以下のようにする

ことができるだろう。

【元の文】

- ⁴・19時半のオムツ交換に腹満ありました。
- ・21時に臥床しまして、以後、入眠されております。
- ・23時訪室したところ、目、開眼されていまして。

【やさしい日本語】

- ・19時30分にオムツをかえました。おなかがはっていました。
- ・21時にベッドにねかせました。そのあとは、ねむっています。
- ・23時に部屋へ行きました。目をあけていました。

第3章で取り上げたように「臥床」「腹満」「開眼」などの言葉は、医療・介護の専門用語であり、日常会話ではほとんど使われない。利用者との会話の際には、「ベッドに横にならしましょう」「お腹がはっていますね」という言葉を使うが、申し送りや記録では、簡潔に症状や状況を伝えることが重視され、漢字や硬い表現が多用される傾向にある。

しかし、上記で示したように、申し送りや記録といった「業務の日本語」も利用者と話すときに使う言葉と同じように言い換えたり、書き換えたりすることは可能である。「臥床します」ではなく「ベッドに横になります」、「腹満があります」ではなく「お腹がはっています」とすることで、理解のハードルを下げることができ、外国人介護人材がより理解しやすくなり、業務の正確性と効率性が向上すると考える。

そして、これは、外国人介護人材だけのためとは限らない。介護の新人スタッフはもちろん、利用者や利用者の家族が介護記録を見るときや、利用者の支援経過を介護支援専門員が利用者や家族に説明する時にも、専門用語ではなく「やさしい日本語」を使用することで、理解を深めることができるだろう。

加えて、介護現場で使用される日本語には、専門用語のみならず、地域性にも十分な配慮が求められる。前章で述べたように、方言が日常的に使用されている施設においては、その意味や使い方を適切に解説することが不可欠である。

⁴遠藤織枝・『やさしい日本語の時代に、やさしい介護のことばを』・ii ページ

例えば、利用者が「今日は、えらい。」と発言した場合、筆者の出身地である山口県では、「えらい」という言葉は、疲労感や身体的なつらさを表す意味で用いられる。しかしながら、「えらい」という語は、標準語では「偉い」「立派な」といった肯定的な意味を持つため、文脈によっては誤解を招く可能性がある。

このような方言に対しては、外国人介護人材が利用者の状態を正確に把握できるよう、やさしい日本語による補足説明や、方言の意味に関する学習支援が重要となる。方言の理解は、利用者との円滑なコミュニケーションを促進し、介護の質を高める上でも有効である。

そして、もちろん「業務の日本語」の「やさしい日本語」化は、OJT (On-the-Job Training) においても、重視しなければならない。まずは、指導者が専門用語を多用しないことが、重要であり、使う際には、必ずその意味を平易な言葉で説明するようにする。そして、外国人介護人材が質問しやすい雰囲気を作ることが重要である。言語の壁がある中で、指導者の言葉遣いや態度が、学習意欲や職場定着に大きく影響することは言うまでもない。

5-3 「国家試験の日本語」の「やさしい日本語」化

次に「国家試験の日本語」について考える。介護福祉士国家試験における外国人受験者の合格率が低い背景には、試験で使用される日本語の難解さが大きく影響している。第3章で述べたように、試験問題には専門用語、漢字、カタカナ語が多く含まれており、JLPT N2～N1 レベル以上の語彙力が求められる。これは、介護現場での実務経験が豊富であっても、言語の壁によって国家資格取得が困難になるという現実を示している。

このような状況に対して、国家試験そのものの言語を「やさしい日本語」にするという制度的改革は、外国人介護人材の支援策として非常に有効であると考えられる。ここでいう「やさしい日本語」とは、単に語彙を簡単にするだけでなく、文構造を平易にし、不要な敬語や複雑な表現を避け、主語や目的語を明確にするなど、理解しやすい日本語への調整を意味する。

例えば、先に挙げた第37回国家試験の問題85では、「仰臥位」「端座位」「体幹」「移乗」などの専門用語が並び、さらに「スライディングボード」「ストレッチャー」といったカタカナ語が含まれていた。これらの語彙は、日本人受験者にとっても難解であり、外国人にとってはなおさらである。これを、「やさしい日本語」に言いかえると以下のようにすることができる。

【元の文】

⁵問題 85 ノーリフティングケアに関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 仰臥位（背臥位）の利用者を抱え上げて、端座位にする。
- ② 仰臥位（背臥位）の利用者を手前に引き寄せて、ストレッチャーに移乗する。
- ③ 端座位の利用者の体幹を抱きかかえて、車いすに移乗する。
- ④ 端座位の利用者にスライディングボードを使用して、車いすに移乗する。
- ⑤ 立位が困難な端座位の利用者に回転移動盤を使用して、車いすに移乗する。

【やさしい日本語】

問題 85 道具を使って、利用者を車いすやベッドにうつす方法について質問します。

いちばんよいものを1つえらんでください。

- ① あおむけで寝ている利用者を、かかえて起こす。そして、ベッドに座らせる。
- ② あおむけで寝ている利用者を、手前に引っばる。

そして、ストレッチャー（図1）にうつす。

- ③ ベッドのふちに座っている利用者の体をかかえる。そして、車いすにうつす。
 - ④ ベッドのふちに座っている利用者に、スライディングボード（図2）を使う。
- そして、車いすにうつす。

- ⑤ ベッドのふちに座っていて、立つことがむずかしい利用者に、まわる板（図3）を使って、車いすにうつす。



図 1

ストレッチャー（うごかせるベッド）

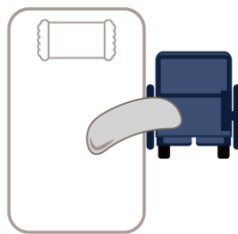


図 2

スライディングボード（すべりやすい板）



図 3

まわる板

出典：イラスト AC (<https://www.ac-illustr.com>)

出典：イラスト AC (<https://www.ac-illustr.com>)

「筆者作成」

⁵ 第 37 回介護福祉士国家試験 筆記試験 午後の問題 問題 85

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

https://www.sssc.or.jp/kaigo/past_exam/pdf/no37/listen_k_pm_37.html

また、専門用語の言い換えだけでなく、文構造の簡素化も重要である。現在の試験問題は、複数の条件や選択肢が複雑に絡み合っており、読解力が求められる。これを「やさしい日本語」にすることで、受験者が設問の意図を正確に把握しやすくなる。例えば、「次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい」という表現は、「いちばんよいものを1つえらんでください」と言い換えることができるだろう。

さらに、試験問題の中で使われるカタカナ語についても、補足説明や上記のように図で示すことで理解を助けることができる。例えば、「スライディングボード（すべりやすい板）」や「ストレッチャー（うごかせるベッド）」など、括弧内に簡単な説明を添えることで、語彙力に不安のある受験者でも内容を把握しやすくなる。

このように、「国家試験の日本語」を「やさしい日本語」に置き換えることで、受験者の理解度は大きく向上する。もちろん、介護福祉士としての専門性を担保するためには、一定の専門知識の習得は不可欠であるが、それを測る手段としての試験が、言語の壁によって本来の能力を評価できないのであれば、試験の言語表現そのものを見直し、より公平で実力を正確に反映できる形への改善が求められる。

次の章では、介護現場と介護福祉士国家試験の「やさしい日本語」化の課題を考察する。

6. 「やさしい日本語」化の課題

6-1 介護現場における「難しさへの信仰」

筆者は、介護現場において12年間勤務した経験を有しており、その間、介護記録や事故報告書などの文書作成に際して、専門用語や略語を多用していた。これは特段意識的な行為ではなかったが、専門用語を使用することで、より専門性の高い介護士として評価されるのではないかという感覚があったことは否めない。

庵（2023）は、日本語母語話者の中に⁶「難しい表現の方が価値がある」とする潜在的な考え方が存在していると指摘し、これを「難しさへの信仰」と呼んでいる。筆者自身も、介護士として勤務していた当時、この「難しさへの信仰」にとらわれ、専門用語の使用が専門性の証であるかのような錯覚に陥っていたのかもしれない。

⁶ 庵功雄・『日本語表現の改新と「やさしい日本語」——日本語研究者が果たし得る役割——』・P58

この「難しさへの信仰」は、日本語の文章や発話内容を不必要に難解にしてしまう要因となり得る（庵，2023）。したがって、介護現場における言語をよりわかりやすく、誰にでも伝わるものにするためには、まず日本人介護士自身が「やさしい日本語」への言語転換という新たな価値観を受容し、専門用語の多用を見直す必要がある。

しかし、課題は、これまで介護現場で慣習的に使用されてきた専門用語を「やさしい日本語」に言い換える、あるいは書き換えるという習慣を、いかにして定着させるかという点にある。専門用語の使用は、日本人介護士の言語意識に深く根付いており、それを変革しない限り、介護現場における日本語のあり方を根本的に変えることは困難である。結果として、外国人介護人材は、習得が困難な専門的日本語を引き続き学ばざるを得ない状況に置かれてしまう。

このような状況を改善するため、介護の「やさしい日本語」化への移行期である、初期段階で、ICT 技術の活用が有効であると考え。現在、多くの介護施設では、パソコン、スマートフォン、タブレット端末などを用いて介護記録の入力が行われている。例えば、職員が「腹満あり」といった専門用語を入力した際に、システムが自動的に「お腹がはっている」といった「やさしい日本語」への変換を促す表示を出すように設計することで、専門用語の使用を自然に抑制し、平易な表現への書き換えを習慣化することが可能となると考える。

さらに、口頭での申し送りにおいても、基本的に当日の介護記録を参照しながら行われるため、記録が「やさしい日本語」で記載されていれば、それに準じ、「やさしい日本語」で申し送りが行われる可能性が高まると考える。

ただし、これは、あくまで、「やさしい日本語」への移行期において、使用するものであって、「やさしい日本語」の使用が当たり前となった介護現場では、このようなシステムを活用する必要はなくなると想定する。

これまで不必要に難解にしていた言葉を言い換えようとする習慣がつくことは、外国人介護人材のみならず、新人の職員や利用者、その家族にとっても情報の理解を助け、安心感をもたらす重要な要素となる。特に、介護現場においては、利用者の身体的・精神的状態に関する情報が正確かつ迅速に共有されることが求められるため、言語のわかりやすさは業務の質にも直結するだろう。

6-2 国家試験における「やさしい日本語」導入の課題

次に、国家試験において「やさしい日本語」を使用するための課題は、語彙の共通認識を確立し、どの語をどのように言い換えるかについて慎重に検討し、明確な基準を定める必要

があるということである。言い換えの統一は、受験者の理解を助けるだけでなく、試験の公平性と専門性の両立を図る上でも重要な課題である。

遠藤（2015）は、介護用語、医療・看護用語、外来語など約 130 語について言い換え案を作成し、『やさしく言いかえよう介護のことば』にて紹介している。これは、専門用語の平易化に向けた実践的な取り組みとして評価されるべきものである。

しかしながら、専門用語の言い換えを一律に統一することは容易ではない。遠藤（2024）は、言い換え案の中には、適切な代替表現が見つからず、かえって意味が不明瞭になる場合があることを指摘しており、そのような語については、あえて言い換えを行わない方が望ましいとする見解を示している。

このような指摘は、国家試験の問題文に「やさしい日本語」を導入する際の重要な示唆となる。すなわち、すべての語を機械的に言い換えるのではなく、文脈や受験者の理解度を踏まえた上で、適切な言語調整を行う必要がある。さらに、介護現場の実務者、日本語教育の専門家、試験作成者、そして外国人介護人材などの当事者が連携し、言い換え語彙の選定と運用方法について合意形成を図ることが望ましい。

こうした取り組みによって、国家試験における言語的障壁を低減し、外国人受験者が本来の能力を十分に発揮できる環境を整備することが可能となる。その結果、国家試験に挑戦する外国人介護人材の数が増加し、合格率の向上にもつながると考えられる。さらに、介護福祉士資格の取得を経て「介護」ビザを取得することで、外国人介護人材が日本の介護施設において長期的に活躍できる体制が整い、安定的な人材確保にも寄与することが期待される。

7. 日本の介護現場にいたキルギス人人材へのインタビュー調査

7-1 インタビュー調査概要

今回、実際に日本の介護現場で技能実習生として 3 年間の実習を経験し、帰国したキルギス人 3 名へインタビューをすることができた。本章では、3 名へのインタビュー調査をもとに、彼らの就労経験や言語的課題、制度の実態を明らかにする。とりわけ、介護福祉士国家試験や現場で使用される介護の専門用語が「やさしい日本語」へと変化することで、外国人介護人材の長期的な定着に寄与する可能性があるかについて考察する。

7-2 インタビューを実施した日時及び調査対象者の基本属性

本インタビューは、いずれも 2025 年 9 月、キルギスのビシュケク市にある筆者自宅にて対面にて約 1 時間行われた。調査対象は、キルギスの国立大学、及び国立大学付属の中等職

業教育部門にて、社会福祉を学び、JLPT N4 を取得して技能実習生となったキルギス人 3 名である。彼らは 2020 年～2025 年の間に各人 3 年間日本の介護施設で技能実習を経験し、現在は帰国後も日本語を活かした仕事に従事している。職種は中古自動車のオンライン取引、通訳・秘書業務、日本語学校の運営支援など多岐にわたるが、いずれも日本との関係を維持しながら働いている点が特徴的である。表 1 及び表 2 は、インタビュー結果の概要をまとめたものである。

7-3 介護現場での業務経験と適応

まず、業務においては、3 名とも、移動・更衣・排泄・入浴・食事介助などの基本的な介護業務を経験し、独り立ちの時期は 2 週間～5 か月と個人差があるものの、いずれも半年以内に現場に適応していた。また、直接的な介護業務だけでなく、記録、申し送り、夜勤や新人のトレーニングといった業務にも携わっていた。特に、記録業務は、日本語の読解力と記述力が求められるが、PC での入力や手書きで 3 名とも記録業務や事故報告書等の作成もこなしている。また、口頭での情報伝達が必要で、聞く力・話す力が問われる申し送りにおいても、回答者 A と回答者 B は任されていたとのことだった。回答者 C は、全体への申し送りの経験はないものの、日勤者から夜勤者へ所属する同じグループの職員への引継ぎを、自身でメモした内容を口頭で説明していた。新人トレーニングにおいては、業務内容を説明し、指導する能力が必要であるが、3 名とも、日本人への新人トレーニングを任されていたことが分かった。これらのことから、3 年間で介護士として働くための十分な能力を身に付けていたことがうかがえる。

7-4 介護の言葉に対する考え

次に、言語面では、介護用語の習得に 1 年程度を要したという声が多く、特に漢字の読解や専門用語の理解に苦労したという意見が目立った。回答者 A は「介護の言葉は難しすぎる」と述べ、回答者 C も「記録を書くのに何時間もかかった」と語っている。一方、回答者 B は現場での実践を通じて言葉を覚える工夫をしており、独学で N2 を取得するなど高い学習意欲を示していた。

また、第 3 章でも述べたように、介護現場では利用者との会話と申し送りなどで用いる用語が異なり、同じ意味でも異なる表現で使い分ける必要がある。回答者 B は「現場で使う言葉と利用者に使う言葉の違いに戸惑った」と述べており、回答者 C は「介護の言葉は難しいが、実際に働いているとき、利用者さんに対しては、あまり難しい言葉を使わなかった」「実際に利用者さんに使う言葉のように、申し送りの言葉もやさしくした方が、よくわかり、楽

だと思う」と回答している。

このように、外国人介護人材にとって、介護の用語が難しく習得が大変であることに加え、専門用語と日常の言葉、双方の習得が大きな負担となっていることがわかる。

7-5 介護福祉士国家資格取得への意識

続いて、介護福祉士の国家資格取得に対する意識であるが、3名とも特定技能制度や介護福祉士資格についてよく理解していた。そして、介護福祉士資格取得後に得られるビザ「介護」で、長期就労が可能となることを理解したうえで、3名とも資格取得を一度は考えていたことが明らかとなった。

回答者Aは「日本で長く働くために試験を受けようと思って、試験問題を見たが、難しすぎて無理だと思った」と挑戦を断念している。回答者Bは、介護福祉士の国家資格取得に対して、「勉強すればいける」と前向きな姿勢を示した。しかし、日本にいたときは、介護士として長期就労を意識していたものの、帰国がきっかけで、家族の影響もあり考えが変わっている。回答者Cは、国家試験について、腰を痛めるまでは日本で長く働きたいと思っていたため、資格取得について考えていたが、腰痛を理由に介護での就労が考えられなくなったと言っている。このように、3名とも一度は介護福祉士国家資格の取得を考え、長期就労を考えていたが、それぞれの理由から断念している現状が明らかとなった。

また、回答者Aが「もっと簡単な日本語になって挑戦したいと思えるモチベーションがほしい」と述べていることから、介護福祉士国家試験や現場での言語使用において「やさしい日本語」への転換とともに、困難な資格取得を目指そうと思えるだけのモチベーションを持たせる待遇改善も求めていることがわかった。

7-6 インタビュー調査の考察

本章では、日本の介護現場で技能実習生として3年間勤務したキルギス人材3名へのインタビューを通じて、彼らの就労経験、言語的課題、制度的な障壁について明らかにしてきた。彼らは、介護現場において基本的な介護業務に加え、記録や申し送り、新人教育といった高度な業務にも従事し、日本語の四技能を実践的に活用しながら職務を遂行していた。これは、単なる補助的な労働力ではなく、現場の一員として信頼される存在に成長していたことを示している。

しかしながら、介護福祉士国家試験の難易度や、現場で使用される専門用語の複雑さ、さらには身体的・家庭的事情などが重なり、彼らは長期的な就労を断念している。特に、介護福祉士資格取得に向けた試験の日本語の難解さは、彼らの挑戦意欲を削ぐ大きな要因とな

っていた。実際に、試験問題を見て「無理だと思った」と語る声や、「もっと簡単な日本語になれば挑戦したい」という意見が見られた。

また、前述してきたように、介護現場では、利用者との会話と職員間の申し送りなどで使用される言語が異なり、同じ意味でも異なる表現を使い分ける必要があるのだが、彼らも実際にこのような言語の使い分けを経験しており、その苦労がうかがえた。さらに、記録や報告書の作成においても、専門的な語彙や漢字の使用が求められ、何時間もかけて記述し、日本人職員に確認してもらうという実態があった。

今回のインタビュー調査から、十分な介護技術を習得しているにも関わらず、帰国した人材がいるということが浮き彫りとなった。彼らが継続して介護士として日本で働くことを選択しなかった理由は、それぞれ異なるものの、回答者Aのように、介護の言葉が「やさしい日本語」になることによって、国家試験への挑戦意欲が高まり、長期的に介護士として働きたいと考える外国人人材は、少なくないと考えられる。さらに、介護福祉士資格取得後の待遇改善や、制度移行における柔軟な支援体制の整備も併せて進めることで、外国人介護士が安心して長期的に働ける環境が整うだろう。今後は、こうした声を制度設計に反映させ、「やさしい日本語」を軸とした包括的な支援のあり方を模索していくことが求められる。

表1 元技能実習生 キルギス人 介護人材 3名へのインタビュー調査【要旨】			
	回答者A	回答者B	回答者C
年齢・性別	24歳・男性	24歳・女性	25歳・女性
技能実習期間	2022年3月～2025年3月	2020年11月～2023年11月	2020年11月～2023年11月
技能実習施設（所在地）	介護老人保健施設（大阪）	住宅型有料老人ホーム（埼玉）	特別養護老人ホーム（大阪）
在日中に取得した日本語能力（JLPT）	N3	N2	N3（キルギスに帰国後N2取得）
現在の職業	キルギスにて、日本の中古自動車販売会社とオンライン取引している会社に業務	キルギスにて、日本人が経営する会社の秘書兼通訳（日本語学校やキルギス人材の送り出しに関わっている）	キルギスにて、日本人が経営する会社の職員（日本語学校やキルギス人材の送り出しに関わっている）
インタビュー実施日時	2025年9月3日（水）15:00	2025年9月26日（金）18:00	2025年9月27日（土）13:00
インタビュー実施場所	筆者自宅（キルギス・ビシュケク市）	筆者自宅（キルギス・ビシュケク市）	筆者自宅（キルギス・ビシュケク市）
【質問1】 どうして日本で介護の実習をしようと思ったか。	・人を手伝いたいという気持ちがあった。 ・日本で介護の仕事をするのが自分のいい経験になると思った。	・インターンシップで3か月間、2回、日本に行つて、介護士として働いた後、日本で実際に介護の仕事をしてみて、長く働いてみたいと思った。 ・インターンシップ先で友人もでき、技能実習先がインターンシップと同じということも安心だった。 ・日本語レベルを上げたいと思いが強かった。	・日本に行きたいという考えで、日本学院に入学し、たまたま社会福祉学科を選んだ。日本に行く良いチャンスになると考えた。 ・キルギスで介護について学び、日本の介護現場を実際に見てみたいという気持ちになった。 ・初めてのおもつ交換は衝撃的で、正直、介護の仕事をしたとは思えなかったが、日本語をもっと勉強して、もっと稼いで、日本のことをもっと知りたという気持ちが強かった。
【質問2】 日本の介護施設でどんな業務をしていたか。 独り立ちした時期は。	・移動介助：していた ・更衣介助：していた ・排泄介助：していた ・入浴介助：していた ・食事介助：していた 上記介助は、2か月ほどで独り立ちした。 ・処置補助：していた ・通院付き添い：していない ・救急搬送：していない ・記録：PC入力。3か月たってからしていた。 ・事故報告書、ヒヤリハット報告書など：1年くらいして書いていた。 ・申し送り：1年くらいたってからしていた。 ・夜勤：月約6回していた。 ・日勤の責任者：月約4回していた。 ・新人のトレーニング：していた。 ・フロアリーダーなど：していない。	・移動介助：していた ・更衣介助：していた ・排泄介助：していた ・入浴介助：していた ・食事介助：していた 上記介助は、インターンシップの経験もあったため2週間で独り立ちした。 ・処置補助：していた ・通院付き添い：していない ・救急搬送：していない ・記録：手書き。3か月経ってからしていた。 ・申し送り：半年経ってからデイサービスの一日の報告をしていた。 ・事故報告書、ヒヤリハット報告書など：半年ほどで書いていた。 ・夜勤：していない。技能実習生は夜勤をしていない施設だった。 ・一日の責任者：していない ・新人のトレーニング：していた ・フロアリーダーなど：していない ・その他：業務の合間にオペレーションがスムーズにいくように利用者のリストやカードなど作っていた。	・移動介助：していた ・更衣介助：していた ・排泄介助：していた ・入浴介助：していた ・食事介助：していた 上記介助は5か月ほどで独り立ちした。 ・処置補助：していた ・通院付き添い：していない ・救急搬送：していない ・記録：PC入力。簡単な文字入力は2年目からしていた。3年目からは一人でできていた。 ・事故報告書、ヒヤリハット報告書など：1年経ったくらいから書いていた。 ・申し送り：全体申し送りはしていないが、グループの人への引継ぎは行っていた。自分のノートにメモしたことを読んで伝えた。メモはひらがなとキルギス語で書いていた。 ・夜勤：月3、4回していた。 ・一日の責任者：していない ・新人のトレーニング：していた。 ・フロアリーダーなど：していない。
【質問3】 介護用語を覚えるのにどのくらい時間がかかったか。	・1年くらいで介護現場の単語を覚えた。介護の言葉は難しく、覚えるのにとても苦労した。	・2回インターンシップの実習で介護の現場を経験した時から、1年くらいかかった。	・いつごろから習得できていたかわからないが、毎日使う言葉なので、徐々に覚えることができた。
【質問4】 日本語や介護の言葉はどうやって勉強していたか。	・施設長の娘さんが日本語教師をしていたため、週に一回程度教えてもらった。 ・内容は、JLPTのN2の試験勉強が主だった。	・コロナ禍だったこともあり、一緒に日本語を教えてくれる人はおらず、ほぼ独学だった。 ・わからない介護用語は、その場で聞いて覚えるようにした。 ・仕事後と休日に勉強していた。 ・休日は朝5時起きで午前中にやることをして12時からは勉強するようにしていた。	・老人ホームのリーダーが週に1回2回仕事後や休憩時間教えてくれた。 ・休日や休憩時間に毎日1時間勉強していた。
【質問5】 介護の日本語について、どう感じていたか。	・介護の言葉はとても難しい。とくに漢字多く覚えるのが大変だった。	・介護現場で使う言葉と利用者さんと話すときに使う言葉とで、別の言い方を覚えなければならなかった戸惑った。 ・介護の言葉は難しいが、覚えるしかない。	・介護の言葉は難しいが、実際に働いているとき、利用者さんに対しては、あまり難しい言葉を使わなかった。 ・実際に利用者さんに使う言葉のように、申し送りの言葉もやさしくした方が、よくわかり、楽だと思う。 ・記録や報告書を書くとき、介護の日本語が難しすぎて、何時間もかけて書き、日本人の職員にチェックしてもらって出していた。
【質問6】 3年の技能実習後、帰国した理由。及び特定技能制度に移行しなかった理由。	・日本でできるだけ長く働きたいと思っていたが、キルギス人の恋人と結婚する予定があり、帰国した。	・3年間キルギスに帰っていなかったから、親に一度帰国するよう言われて帰国した。	・腰を痛めたから介護は続けられないと思った。 ・家族に会いたかった。
【質問7】 介護福祉士の資格取得を目指しましたか。	・日本で長く働くために試験を受けようと思って、試験問題を見たが、難しすぎて無理だと思った。	・3年の現場経験後、介護福祉士をとりたいと思っていた。一度帰国したことにより、キルギスで通訳の仕事をするようになった。	・腰を痛める前は考えていた。腰を痛めてから、介護の仕事は続けられないと思い、目指していない。

表2 元技能実習生 キルギス人 介護人材 3名へのインタビュー調査【要旨】			
	回答者A	回答者B	回答者C
【質問8】 介護福祉士をとり、ビザ【介護】を取得して、長期間日本で介護士として就労したいという気持ちは今あるか。	・ビザ「介護」で長く日本で働き続けられることはとてもいいことであり、取得できるなら、また日本で介護士として長く働きたいと思っている。一方、試験が難しすぎると感じる。そして、一生懸命勉強して、難しい試験に合格しても、手当が1万円しか増えないのは残念である。もっと簡単な日本語になって挑戦したいと思えるモチベーションが必要。 ・今後、特定技能実習制度で再び日本に行き、その後介護福祉士に挑戦したいが、試験が難しく、躊躇する思いはある。	・日本にいたときは、介護福祉士を取得し、できるだけ長く働きたいと思っていた。看護師も目指したいと考えていた。しかし、一度帰国し、今は、なんとも言えない。日本の食事や環境、安全面で日本で働きたいと思うが、介護の仕事ではなく、通訳やキルギスの人材を日本に送る今の仕事を続けたい。	・腰を痛める前は、日本で長く働きたいと思っていたが、今は思えない。キルギスで結婚し、観光ビジネスで日本語を使う機会があったらいいと思っている。
【質問9】 どうしたら日本でまた介護士をしたいと思いますか。希望することはあるか。	・介護の日本語がもっと簡単になったら、嬉しい。 ・介護福祉士を取得した後の待遇がもっといいとやる気がでる。	・介護をしに行く学生の通訳やサポートとしてであれば、また日本で介護の仕事がしたい。利用者さんに会うとまた介護士になりたいという気持ちがわいてくる気がする。	・日本に戻って働く気持ちはない。 ・腰痛予防の知識やサポートがあったら良かった。 ・日本で介護士になるためには、いっぱい勉強しないとけない。介護の言葉をやさしくした方がいいと思う。

8.結論：介護の「やさしい日本語」化の必要性和課題

本論文では、外国人介護人材の増加に伴い、日本の介護現場および介護福祉士国家試験における言語的課題に焦点を当て、「やさしい日本語」化の必要性和その可能性について検討してきた。

現在、日本は深刻な介護人材不足に直面しており、外国人介護人材はその解決に向けた重要な担い手となっている。彼らが日本で長期的に介護士として活躍するためには、介護福祉士国家試験に合格し、在留資格「介護」を取得することが不可欠である。しかし、国家試験や介護現場で使用される日本語には、専門用語、漢字、カタカナ語が多く含まれており、言語的な障壁が大きな課題となっている。

現在行われている支援策は、教材の提供や漢字へのルビ振り、「やさしい日本語」での学習などが中心であり、言語そのものの見直しには至っていない。そのため、外国人介護人材は依然として難解な専門語彙の習得を求められ、実務能力があっても資格取得や職場定着が困難な状況に置かれている。

キルギス人技能実習生へのインタビュー調査からは、彼らが日本語の四技能を駆使しながら高度な業務に従事していたことが明らかとなった。しかし、国家試験の言語的難易度や制度的制約、個人的事情などが重なり、長期的な就労には至らなかった。このような状況は、日本の介護現場にとって大きな損失であり、言語の壁によって優秀な人材が定着できない現状は、早急に改善すべき課題である。

「やさしい日本語」化とは、単なる語彙の簡略化ではなく、文構造の平易化、不要な敬語の排除、主語・目的語の明確化などを通じて、情報を正確かつわかりやすく伝えるための言

語調整である。これにより、外国人介護士が業務内容を正しく理解し、記録や申し送りなどの業務を円滑に遂行できるようになる。また、国家試験においても、設問の言語表現を見直すことで、受験者の理解を助け、合格率の向上につながると期待される。

介護現場においては、庵（2023）が指摘する「難しさへの信仰」にとらわれた現職の介護士に対し、「やさしい日本語」の定着を促すための対策が必要である。その一つとして、ICT技術を活用し、専門用語の使用を自然に抑制し、「やさしい日本語」への言い換えを促す仕組みを導入することが有効であると考えられる。これは、導入初期における一時的な支援策として位置づけられ、「やさしい日本語」の定着を促進するための補助的手段として活用されるべきである。

国家試験においては、言い換え語彙の選定と運用方法について、介護現場の実務者、日本語教育の専門家、試験作成者、外国人介護人材などの関係者が連携し、共通認識と明確な基準を構築することが求められる。また、介護福祉士資格取得後の待遇改善や、制度移行における柔軟な支援体制の整備も併せて進めることで、外国人介護士が安心して長期的に働ける環境が整うと考えられる。

今こそ、介護の言語のあり方を根本から見直し、誰もが働きやすく、理解しやすい介護現場の構築を目指すべきである。「やさしい日本語」化は、外国人介護人材の定着を促進し、日本の介護現場の持続可能性を高めるための鍵となる。

そして、介護福祉士国家試験の日本語が、難解な専門用語中心ではなく、「やさしい日本語」へと転換され、ICT技術の支援を受けながら「難しさへの信仰」から脱却した未来の介護現場においては、かつての専門用語中心の介護の言葉が「古い介護の日本語」として振り返られる時代が訪れるだろう。そうした未来を実現するためにも、今、私たちは言葉のあり方を問い直し、誰にとってもやさしい介護の現場づくりに取り組む必要があるのである。

参考文献一覧

- ・ 庵功雄 他 (2020) 『「やさしい日本語」表現事典』 丸善出版
- ・ 庵功雄 (2023) 『日本語表現の改新と「やさしい日本語」——日本語研究者が果たし得る役割——』 日本語学会『日本語の研究』第 19 巻 第 2 号, pp. 53-69
- ・ 五十嵐雅浩 (2023) 『高齢者ケアにおける外国人就労者のための教育的支援の現状と課題 —教育担当者への半構造化インタビューによる質的内容分析—』 一般社団法人 日本社会福祉学会『社会福祉学』第 64 巻 第 2 号, pp. 56-71
- ・ 遠藤織江・三枝令子 (2015) 『やさしく言いかえよう 介護のことば』 三省堂
- ・ 遠藤織江 (2024) 『やさしい日本語の時代に、やさしい介護のことばを』 ひつじ書房
- ・ 大関由貴 他 (2015) 『外国人介護人材に関する日本語教育研究の現状と課題 —経済連携協定による来日者を対象とした研究を中心に—』 神奈川大学国際経営研究所『国際経営フォーラム』第 25 巻, pp. 239-279
- ・ 大場美和子 (2017) 『介護福祉士国家試験の筆記試験における文法・語彙項目の分析—日本語能力試験の観点から—』 小出記念日本語教育研究会論文集 第 25 号, pp. 5-20
- ・ 金圓景 他 (2023) 『「生活者」としての外国人介護人材が置かれている現状と課題 —在留資格「介護」で就労している介護留学生を中心に—』 明治学院大学社会学部附属研究所『研究所年報』第 53 号, pp. 3-15
- ・ 講談社 (2013) 『実用介護事典』
- ・ 塚田典子 編 (2010) 『介護現場の外国人労働者：日本のケア現場はどう変わるのか』 明石書店
- ・ 塚田典子 編 (2021) 『日本の介護現場における外国人労働者：日本語教育、キャリア形成、家族・社会保障の充実に向けて』 明石書店
- ・ 中川健司 (2010) 『介護福祉士候補者が国家試験を受験する上で必要な漢字知識の検証』 日本語教育学会『日本語教育』147 巻, pp. 67-81
- ・ 野村愛・川村よし子・斉木美紀・金庭久美子 (2011) 『単語難易度と出題頻度に配慮した介護福祉士候補生のための語彙リスト作成』 日本語教育方法研究会会誌 Vol. 18, No. 2, pp. 12-13
- ・ 布尾勝一郎 (2013) 『看護師・介護福祉士候補者に対する専門日本語教育 —初級からの取り組み—』 専門日本語教育学会『専門日本語教育研究』第 15 号, pp. 23-32

- ・ 布尾勝一郎・中川健司・角南北斗（2023）『「やさしい日本語でまなぶ介護専門用語集」の開発と拡充 ―介護福祉士国家試験を目指す外国人介護労働者を対象として―』専門日本語教育学会『専門日本語教育研究』第25号，pp. 91-98
- ・ 渡辺長・坂内泰子 他（2022）『外国人介護士と働くための異文化理解』大阪大学出版会
- ・ 公益財団法人社会福祉振興・試験センター（2025）『第37回（令和6年度）介護福祉士国家試験』
 <https://www.sssc.or.jp/kaigo/past_exam/pdf/no37/listen_k_pm_37.html>（最終閲覧日 2025年10月11日）
- ・ 厚生労働省（2008年以降継続更新）『インドネシア、フィリピン及びベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて』
 <<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188425.html>>（最終閲覧日 2025年10月11日）
- ・ 厚生労働省（2017）『介護福祉士資格を取得した外国人の方に対する在留資格「介護」の付与について』
 <<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188426.html>>（最終閲覧日 2025年10月11日）
- ・ 厚生労働省（2017）『介護職種の技能実習制度について』
 <<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>>（最終閲覧日 2025年10月11日）
- ・ 厚生労働省（2017）『技能実習「介護」における固有要件について』
 <<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000182392.pdf>>（最終閲覧日 2025年10月11日）
- ・ 厚生労働省（2023）『外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いについて（介護人材の確保と介護現場の生産性の向上）』
 <<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001150017.pdf>>（最終閲覧日 2025年10月11日）
- ・ 厚生労働省（2024）『第9期介護保険事業計画』
 <<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188414.html>>（最終閲覧日 2025年10月11日）

- ・ 厚生労働省（2024）『外国人介護人材の受入れの現状と今後の方向性について』

<<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001150019.pdf>>（最終閲覧日 2025 年 10 月 11 日）

- ・ 厚生労働省（2024）『介護福祉士国家試験の受験者・合格者・合格率の推移』

<<https://www.mhlw.go.jp/content/12004000/001457250.pdf>>（最終閲覧日 2025 年 10 月 11 日）

- ・ 厚生労働省（2025）『第 37 回介護福祉士国家試験における EPA 介護福祉士候補者の試験結果』

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_54923.html>（最終閲覧日 2025 年 10 月 11 日）

- ・ 文化庁・出入国管理庁（2020）『在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン』

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/92484001.html>（最終閲覧日 2025 年 10 月 11 日）

- ・ みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社（2022）『受入れ事業所のための介護技能実習生キャリア支援ガイド 2022 技能実習修了を見据えて』介護分野における技能実習制度の実態等に関する調査研究 検討会

<<https://www.mizuho-rt.co.jp/business/consulting/articles/2022-c0005/pdf/c0005-PDF10.pdf>>（最終閲覧日 2025 年 10 月 11 日）